

ロボット支援総胆管拡張症手術プロクター基準

(日本小児外科学会, 日本肝胆膵外科学会, 日本内視鏡外科学会)

日本小児外科学会・日本肝胆膵外科学会および日本内視鏡外科学会は、ロボット支援総胆管拡張症手術の安全な導入を目的として、プロクター（手術指導者）としての基準を以下の様に定める。プロクターとは、当該術式における術者として標準的な技量を取得し、他者によるロボット支援手術を円滑且つ安全に指導できる(プロクタリング)指導者(プロクター)を指す。

ロボット支援総胆管拡張症手術プロクター認定は、原則として術式ごとに行い、手術支援ロボット機種ごとの認定とはしない。なお、申請における症例経験は、複数の手術支援ロボット機種による症例を含めることが出来る。ただし、実際のプロクター指導にあたっては、当該プロクターが使用する手術支援ロボットに精通し、トラブル発生時の対応が可能であることを、招聘側およびプロクター側で確認するものとする。どちらの学会で認定を受けても、成人および小児手術の指導を行うことが出来る。認定されたプロクターは日本内視鏡外科学会に報告される。プロクターとしての資格はあくまで安全な手術の導入を目的としたものであり、個人に与えられる専門医資格等とは異なる。当該術式が普及するとともに、必要に応じて基準や制度そのものが見直される。

(A) プロクター基準

1. 日本小児外科学会 小児外科専門医もしくは日本消化器外科学会 消化器外科専門医である。
2. 日本小児外科学会 小児外科指導医もしくは日本肝胆膵外科学会高度技能専門医・指導医または日本内視鏡外科学会技術認定取得者である。
3. 以下の①または②の術者経験を有する。
 - ① 開腹、腹腔鏡下、ロボット支援にかかわらず、術者もしくは指導術者として総胆管拡張症手術 5例以上の経験を有する。そのうち、ロボット支援が3例以上含まれること。
 - ② ロボット支援膵切除術のプロクター（膵頭十二指腸切除）認定を受けた者で、開腹・腹腔鏡下・ロボット支援にかかわらず、術者もしくは指導術者として総胆管拡張症手術 3 例以上の経験を有する。

補) 本改定前に手術支援ロボット機種ごとに認定されたプロクター資格、暫定プロクター資格については、本改定後の術式ごとのプロクター資格として取り扱う。

附則

1. 2022 年 5 月 20 日施行
2. 2024 年 5 月 9 日改定
3. 2026 年 7 月 23 日改定